

参考

# 廃止措置実施方針

(核燃料物質使用施設・政令第41条非該当施設)

(施設編) 放射線管理棟

(別冊1)

令和3年10月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 (南地区)

## 一 氏名又は名称及び住所

氏名又は名称及び住所については、大洗研究所（南地区）政令第 41 条非該当施設共通編に記載のとおり。

## 二 工場又は事業所の名称及び所在地

廃止に向けた措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地については、大洗研究所（南地区）政令第 41 条非該当施設共通編に記載のとおり。

## 三 廃止措置の対象となることが見込まれる使用施設等（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

### 1. 廃止措置対象施設

廃止措置対象施設の範囲については、大洗研究所（南地区）政令第 41 条非該当施設共通編に記載のとおり。

### 2. 敷地

敷地については、大洗研究所（南地区）政令第 41 条非該当施設共通編に記載のとおり。

### 3. 廃止措置対象施設の状況

#### (1) 事業の許可等の変更の経緯

放射線管理棟（以下「本施設」という。）に係る核燃料物質使用変更許可の経緯は以下のとおりである。

許可年月日	許可番号	備考
昭和 46 年 11 月 17 日	46 原第 8276 号	新規申請
昭和 50 年 5 月 30 日	50 原第 3842 号	核燃料物質の種類追加及び取扱量の増量
昭和 62 年 4 月 8 日	62 安（核規）第 95 号	使用及び貯蔵の場所の変更
平成 19 年 5 月 17 日	18 諸文科科第 4808 号	固体廃棄物の処分方法の明記
令和元年 5 月 9 日	原規規発第 1905093 号	組織名称の変更

#### (2) その他（廃止措置に資する設計上の考慮）

その他（廃止措置に資する設計上の考慮）については、大洗研究所（南地区）政令第 41 条非該当施設共通編に記載のとおり。

(3) その他（許可との関連）

その他（許可との関連）については、大洗研究所（南地区）政令第 41 条非該当施設共通編に記載のとおり。

#### 四 解体の対象となる施設及びその解体の方法

##### 1. 解体の対象となる施設

本施設の解体の対象は、核燃料物質使用変更許可申請書のとおり以下の施設・設備等である。本施設は管理区域を有していない建物であることから、放射性廃棄物量や廃止措置費用の算定から除く。

施設名	建物名	管理区域	廃止に向けた措置終了の想定
放射線管理棟	放射線管理棟	無	RI 施設として継続使用*

\* 核燃料物質の使用停止後に RI 施設として利用を継続する場合には、必要な調整を踏まえて本廃止措置実施方針を見直す。

	設備等		解体撤去対象
使用施設	放射線管理設備	サーベイメータ（ $\alpha$ 線用、 $\beta$ 線用）	×
		ハンドフットクロスモニタ（ $\beta$ 線用）	×
貯蔵施設		データ処理室保管箱	×
気体廃棄施設		該当なし	—
液体廃棄施設		該当なし	—
固体廃棄施設		該当なし	—

## 2. 解体の方法

本施設は管理区域を有していないため、該当しない。

## 五 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し

### 1. 核燃料物質の貯蔵場所ごとの種類

本施設の貯蔵施設は、核燃料物質使用変更許可申請のとおり以下の施設である。

建物名	貯蔵施設の名称	最大存在量 (g)	内容物の主な物理的・化学的性状
放射線管理棟	データ処理室保管箱	(1)天然ウラン及びその化合物：2 (2)プルトニウム及びその化合物： $120 \times 10^{-6}$ (3)トリウム及びその化合物： $1 \times 10^{-6}$	固体（電着） 表面線量率 $0.1 \mu\text{Sv/h}$ 以下

### 2. 核燃料物質の管理

核燃料物質の管理については、大洗研究所（南地区）政令第 41 条非該当施設共通編に記載のとおり。

### 3. 核燃料物質の譲渡し

核燃料物質の譲渡しについては、大洗研究所（南地区）政令第 41 条非該当施設共通編に記載のとおり。

## 六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）

本施設では、密封された核燃料物質のみ使用及び貯蔵していることから、核燃料物質からの汚染はない。

## 七 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄

### 1. 放射性気体廃棄物の廃棄

本施設で使用する核燃料物質は密封された状態であるため、放射性気体廃棄物は発生しない。

## 2. 放射性液体廃棄物の廃棄

本施設で使用する核燃料物質は密封された状態であるため、放射性液体廃棄物は発生しない。

## 3. 放射性固体廃棄物の廃棄

本施設で使用する核燃料物質は密封された状態であるため、放射性固体廃棄物は発生しない。

# 八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

## 1. 廃止措置期間中の放射線管理

### (1) 核燃料物質による汚染の拡散防止のための措置に関すること

本施設で使用する核燃料物質は密封された状態であるため、汚染が拡散するおそれはない。

### (2) 外部及び内部被ばく低減に関すること

本施設で使用する核燃料物質は密封された状態であるため、内部被ばくのおそれはない。また、線源中の核燃料物質は極めて微量であり、外部被ばくは問題とならない。

## 2. 廃止措置期間中の平常時における周辺公衆の線量評価

平常時における周辺公衆の線量評価については、大洗研究所（南地区）政令第 41 条非該当施設共通編に記載のとおり。

# 九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等については、大洗研究所（南地区）政令第 41 条非該当施設共通編に記載のとおり。

# 十 廃止措置期間中に性能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

## 1. 廃止措置期間中に維持管理すべき施設の考え方

廃止に向けた措置期間中においては、(1)～(6)に示す建屋、設備等は核燃料物質使用変更許可申請書に記載されている性能を維持する。以下に、建屋、設備等に対する主な維持すべき性能又は機能、期間を示す。

(1) 建屋・構築物等の維持管理

施設	建屋・構築物等	維持すべき機能	維持すべき期間
使用施設	放射線管理棟	核燃料物質の損傷防止機能	廃止まで

(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の維持管理

施設	設備等の名称	維持すべき機能	維持すべき期間
貯蔵施設	データ処理室保管箱	核燃料物質の損傷防止機能	核燃料物質の払出しまで

(3) 放射性廃棄物の廃棄等を行う施設の維持管理

該当なし。

(4) 放射線管理施設の維持管理

施設	設備等の名称	維持すべき機能	維持すべき期間
使用施設	放射線管理機器	放射線管理機能	核燃料物質の払出しまで

(5) 解体等のために設置した設備の維持管理

該当なし。

(6) その他の施設の維持管理

照明その他消防法上求められる消火設備については、廃止まで維持する。

## 十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

本施設は、管理区域を有していないため廃止措置に要する費用の算定はしない。

## 十二 廃止措置の実施体制

### 1. 廃止措置の実施体制

廃止措置の実施体制については、大洗研究所（南地区）政令第 41 条非該当施設共通編に記載のとおり。

### 2. 廃止措置を適切に実施するために必要な情報の保持

廃止措置を適切に実施するために必要な情報の保持については、大洗研究所（南地区）政令第 41 条非該当施設共通編に記載のとおり。

### 3. 技術者の確保

技術者の確保については、大洗研究所（南地区）政令第 41 条非該当施設共通編に記載のとおり。

### 4. 技術者に対する教育・訓練

技術者に対する教育・訓練については、大洗研究所（南地区）政令第 41 条非該当施設共通編に記載のとおり。

## 十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムについては、大洗研究所（南地区）政令第 41 条非該当施設共通編の記載のとおり。

## 十四 廃止措置の工程

項目	工程※
・機能停止、調査、準備	———— (1～2 年)
・核燃料物質搬出	———— (1～2 年)
・内装設備撤去	———— (1～2 年)

※記載した年数は暫定である。

十五 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

No.	日付	変更の内容	変更理由
0	平成 30 年 12 月 25 日	廃止措置実施方針作成	—
1	令和 3 年 10 月 29 日	記載項目名称等の変更	核燃料物質の使用等に関する規則の改正に伴う記載項目の変更のため。